

# 日の出町省エネ家電等買換え促進補助金交付要綱

令和8年3月31日

告示第27号

(趣旨)

第1条 この要綱は、省エネ家電製品等への買換えのさらなる促進を図り、もって家庭からの温室効果ガスの排出量を削減し、地球温暖化の防止に寄与するため、東京ゼロエミポイントを利用して、古い家電製品から省エネ家電製品等へ買換えを実施する町民に対し、その経費の一部を補助するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「東京ゼロエミポイント」とは、東京都が実施する「家庭のゼロエミッション行動推進事業実施要綱（平成31年3月7日付30環地地第479号決定）」に基づき、対象家電の購入に対して付与されるポイント又はその付与を受ける権利を指す。
- (2) 「省エネ家電製品等」とは、東京ゼロエミポイントの対象となるLED照明、冷蔵庫、エアコンディショナー及び給湯器を指す。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請日現在、日の出町内に住所を有すること。
- (2) 令和8年4月1日から令和9年1月29日の間において、既存の照明(LED照明を除く)、冷蔵庫、エアコンディショナー及び給湯器を買換えるために、東京ゼロエミポイント登録の販売店で新品の省エネ家電製品等を購入し、自らが居住する町内の住宅に設置すること。
- (3) 同一年度内において、本人又は本人と同一世帯で生活する者が、省エネ家電製品等について東京ゼロエミポイント以外の他の補助の交付決定を受けていないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条第2号に規定する省エネ家電製品等の購入及び設置に要した費用(税込)の合計額から東京ゼロエミポイントを除いた本人負担額に対して、上限を20,000円として補助を行う。

- 2 前項により算出した補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合、その端数は切り捨てる。
- 3 補助金は予算の範囲内で交付する。
- 4 第1項の場合において、東京ゼロエミポイント以外のポイントを利用し

たとき、代金から割引があったものと同様の扱いとし、ポイント利用後の金額を補助対象経費とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、省エネ家電製品等の購入等の後、日の出町省エネ家電等買換え促進補助金交付申請書兼請求書(様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。)に関係書類を添えて、町長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、世帯主又はこれに準ずる者が行うものとし、申請金額が補助限度額に達していない場合であっても、1世帯につき1回限りとする。

3 第1項の規定による申請は、複数の購入品等をまとめて行うことができる。

(補助金の交付決定等)

第6条 町長は、前条第1項の規定による交付申請を受けた場合において、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは日の出町省エネ家電等買換え促進補助金交付決定通知書(様式第2号)により、交付しないことを決定したときは日の出町省エネ家電等買換え促進補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請を行った者に通知するものとする。

(交付請求)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、町長に対して補助金の交付を請求するものとする。この場合において、第5条第1項に規定する申請書兼請求書を請求書として取り扱い、交付決定日をもって請求日とみなす。

(交付)

第8条 町長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付する。

(交付決定の取消し)

第9条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱若しくは交付の条件に違反したとき、又は町長の指示に従わなかったとき。

(3) 補助金交付決定後、未使用又はわずかな使用で譲渡や販売をするなど、当該省エネ家電製品等を設置していないことが明らかになったとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、他の法令に違反したとき。

2 町長は、前項の規定による取り消しをしたときは、日の出町省エネ家電等買換え促進補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により交付決定者に通知する。

(補助金の返還)

第 10 条 町長は、前条第 1 項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて当該補助金の返還を命じることができる。

2 交付決定者は、前項の規定による返還命令を受けたときは、期限内に当該補助金を町長に返還しなければならない。

(状況調査)

第 11 条 町長は、必要に応じて補助金の交付対象となった省エネ家電製品等の設置状況の調査を行うことができる。

(協力の要請)

第 12 条 町長は、補助金の交付を受けた者に対し、町が実施する地球温暖化対策の推進に関する調査への協力を求めることができる。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、日の出町補助金等交付規則(昭和 54 年日の出町規則第 3 号)に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 9 年 1 月 2 9 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第 5 条の規定による申請がなされたものについては、この要綱の失効後もその効力を有する。